

適切な自己覚知を考える (1)

—拡大する定義と今日の教育内容の整理—

大津 雅之

本稿では、拡大する自己覚知の定義の整理を試みた。また、合わせて今日の教育機関が教授する自己覚知の内容の整理も試みた。

研究方法は、拡大する自己覚知の定義の整理にあたり、26冊の辞典・辞書・用語集から、一つの「基準となる自己覚知の定義」を設定し、そのうえで整理を試みた。整理方法として、①「自己覚知」以外での表記方法、②福祉援助者以外が行う自己覚知への言及、③自己覚知の必要性（意義）、④自己覚知の方法論、⑤その他の重要な言及という五つのカテゴリーを作成し分類している。また、今日の教育機関が教授する自己覚知の整理にあたり、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成機関が使用する3冊の最新版養成テキストから、それぞれが述べる自己覚知を比較し、そのうえで整理を試みた。整理方法として、拡大する自己覚知の定義の整理と同じ五つのカテゴリーを作成し分類している。

考察では、専門性を越えて普遍的に心理学や精神医学へと傾倒してしまう自己覚知に対する今日的解釈へ問題提起している。さらに、社会科学的分野からどのように自己覚知を考える必要があるかを言及している。

キーワード：自己覚知、拡大する自己覚知の定義、今日の教育機関が教授する自己覚知、心理学および精神医学への傾倒、社会科学的分野からの考察

In this report, I tried to rearrange the expanding definition of self-awareness. I also tried to rearrange the contents of the self-awareness taught in today's educational institutions.

In rearranging the expanding definition of the self-awareness, I selected one definition of "standard definition of self-awareness" from twenty-six dictionaries and glossaries, and established the following five categories: (1) a notation method other than "the self-awareness"; (2) reference to self-awareness by a person other than welfare staff; (3) necessity of self-awareness (significance); (4) methodology of self-awareness; and (5) other important references. In addition, in order to rearrange the notions of self-awareness taught in today's educational institution, I compared three latest editions of textbooks used in training institutions of social workers, care workers, and psychiatric social workers. In doing so, I used the same five categories as stated above.

In the part of discussion in this report, I criticized the current interpretation of self-awareness stated in psychological and psychiatric contexts apart from its original specialized meaning. Furthermore, I mentioned how we should think about self-awareness from the viewpoint of social science.

Key words : the self-awareness, expanding definition of self-awareness, the self-awareness taught in today's educational institution, the self-awareness in psychological and psychiatric contexts, discussion from the viewpoint of social science

はじめに

福祉分野においては、古くから自己覚知が重要とされている。今日、福祉に携わる実践者や福祉を学ぶ学生であれば、多くの者が習得すべき基礎概念となっている。

高橋(1994)によれば、福祉分野における自己覚知の起源を「ソーシャルワークの歴史のなかで特に援助者の自己覚知として使われるようになったのは、1930年代以降主として、ケースワーク理論が心理主義的に深められて行く過程において、診断学派的なケースワーク学者らによってである。」としている。高橋は、自己覚知ということばが使用される以前にG.ハミルトンがその概念を別の表現で論じていた経緯と、それを経てF.バイステックによって自己覚知へと発展させられ、定着してきた経緯を明らかにしている。また、北本(1996)は、我が国の自己覚知の歴史の変遷を、ソーシャルワーク研究における自己覚知に関する記述や研究の傾向などとその時代背景とを関連させながら分析し、執筆当時までの年代を3期に分けて考察している。両者ともその目的は、時代的変遷をふまえたうえでの現代に必要な自己覚知を考察することであった。

両者の研究から10年以上が過ぎた今、筆者は当初、この自己覚知を本稿一遍の中に定義・歴史・展開にわけつつ、あらためて適切な自己覚知の考察としてまとめようと考えていた。この10年の間、我が国の福祉分野の制度的移り変わりは、歴史的としか言いようのないものであった。明もあり暗もあつた基礎構造改革という福祉分野の転換は、それまでの知識はもちろん、理念や倫理といった価値観さえもがむしろ邪魔するものと感じてしまうように映ったこともある。そのような中、あらためて自己覚知の考察に対する重要性を痛感した次第である。

しかし、研究開始にあたり、いざ自己覚知に関する資料を入手してみると、それらは膨大な数にのぼった。その解釈の拡大、その必要性や方法論において問題提起したい箇所、隣接した諸学問との整合性などもふくめ、とても一遍ではまとめら

れない状況に陥ってしまった。あくまでも一固有名詞である自己覚知が、理論的にも、研究的にも、さらには実践として活かす状況も、時代とともに拡大し成長を続けていることは、それだけ重要な概念であるとも言える。また、研究者の立場としてならば、今後とも絶えず挑み続けるべき研究対象であるようにも考えている。ゆえに、本研究は、大幅な時間をかけて取り組む必要がある。

そこで、この「適切な自己覚知を考える」は、今後、本稿を含め三部構成にしたいと考えている。今回のテーマは「拡大する定義と今日の教育内容の整理」と副題をつけたように、「定義編」とし、教育面もふまえながら拡大する自己覚知の定義群を整理する。また、続編は「歴史編」とし、主要な著作や研究から自己覚知の歴史の変遷を整理する予定である。そして、最終的にはこれら二編で整理した自己覚知の定義と歴史から、「展開編」として、あらためて適切な自己覚知を考察したいと考えている。

なお、あらかじめ、本稿においてなぜ「社会福祉」ではなく「福祉」と表記しているかの理由についても触れておきたい。我が国においては、1989年以降、福祉分野初の国家資格が誕生し、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士など「福祉士」の前に置かれる名称を細分化し、その業務や知識の明確化が図られてきた。自己覚知は、これら全ての分野に共通した習得すべき基礎概念であり、福祉分野全般に関わる概念であるという理由で、あえて「福祉」と表記したことをご了承いただければと思う。

I 問題意識と研究目的

自己覚知ということばは、福祉系の書物やテキストの中でも援助技術論関係のものに多く見られる。今日においては、それが掲載されていないこと自体、まずありえないと言っても過言ではない。しかし、裏を返せば、自己覚知が、今日の福祉分野においては誰もが知っていなければならない基礎概念となりつつあることを示しているとも言える。

そもそも「自己覚知」の英字表記は (self-

awareness) となる。文字通りそれは「自己・自分自身」(self) という名詞的意味と「知ること・自覚する(認識すること)」(awareness) という名詞的意味の複合語からなっている。福祉的に解さず直訳するならば「自己認識」という名詞的意味とすることが一般的なようである¹⁾。なお、日本語表記の「覚知」には「さとりに知ること」という意味がある²⁾。

先述したように、自己覚知は長い年月を経て変遷を遂げている。自己覚知を必要とする理由も拡大され続けているため、人によってその重要性の受けとめ方も変わってきてしまうことを否認ない。また、方法論的記述も拡大されたものの中には、実証を待たず展開論的考察の次元に留めたようなものもあり、今日、我が国の福祉実践において、安易にこれを求めてしまうには無理や危険性も伴うと推測できる。本稿の目的は、この問題意識を持ちつつ、拡大する自己覚知の定義を整理することにある。さらに、後の考察の比較素材につなげるため、拡大した自己覚知の定義を、今日教育機関ではどのように教授しているのか確認し、整理することも合わせて行うこととする。

なお、本稿において調査対象とする範囲は日本国内に限定する。またこれに伴い、調査対象とする文献等も日本国内で発行されたものに限定する。

II 拡大する自己覚知の定義

先述の通り、自己覚知の定義は拡大している。次章で述べるように、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士といった福祉士資格の養成テキストなどにおいては、統一がはかられつつあるようにも見受けられる。しかし、辞典・辞書・用語集などにおいては、実に様々な定義付けが行われている。そこで本章では、後の考察で比較素材とする「基準となる自己覚知の定義」を一つ選び出しておくとともに、多岐にわたる自己覚知の定義群の整理を行うこととする。

なお、調査にあたり引用した辞典・辞書・用語集は、近年のものに重点を置きつつ1974年以降のものを使用した。

1. 「基準となる自己覚知の定義」の引用

自己覚知の本来の定義について、坪上(1984)は、「自己覚知とは、本来、援助者自身の無意識の意識化に関する、伝統的ケースワークに関する概念である。」と述べている。1980年代の中期の論述ではあるが、このような、明確に「本来」あるいは「本質」などということばを用いたうえで自己覚知の本質的定義を述べているものは非常に少ない。

しかし、これではやや抽象的になってしまうため、本稿では、中央法規出版編集部が今日に至るまで20年来使用している定義を引用してみたい。中央法規出版編集部(1989)によれば、自己覚知を「社会福祉援助において援助者が、自らの能力、性格、個性を知り、感情、態度を意識的にコントロールすることである。援助は援助者の価値観や感情に左右されがちであるが、利用者の問題に自らの価値観や感情を持ち込むことは、問題の状況を誤って判断することに結びつく。そのために援助者は、自らを知り、コントロールする自己覚知が必要となる。」と定義している³⁾。この定義は、自己覚知を名詞的にとらえるに留め、具体的な方法論などについては一切述べていない。端的にまとめているからこそ未永く使用され続けられているものとも言えよう。これを後の考察で比較素材とする「基準となる自己覚知の定義」とし、以下、多岐にわたる自己覚知の定義群の整理を行うこととする。なお、本稿執筆にあたって調査した辞典・辞書・用語集の総数は26冊であった⁴⁾。

2. 拡大する自己覚知の定義群の確認

(1) 「自己覚知」以外での表記方法

大塚(1988)によれば、自己覚知を「ケースワークの基本原則の一つ。自己確知ともいう。」と述べている。これは、改版を経た一事典における1980年代後期の解説であり、それ以前から使用され続け、残されたものである⁵⁾。このことから、1980年代後期に至ってもなお、「覚知」を「確知」と表記する可能性があることを想定し、解説されていたことが理解できる。実際、「自己覚知」を「自己確知」と表記する傾向にあったのは1960年

代に多かったようで、当時の著書群の中には「覚知」を「確知」と表記していたものが混在している⁶⁾。

また、古川、定藤、川村ら(1997)によれば、自己覚知を「自己知覚 (self-perception) とほとんど同義である」とも述べている⁷⁾。この「自己知覚」について、下仲(1996)は、「自己イメージ」と「自己知覚」を同義として (self-image of self perception) にまとめ、「客体的な諸自己の中で、比較的永続して恒常的に自分自身として認められるものを自己イメージあるいは自己概念という。」と定義し、「自己イメージには自分の行動、思考、能力、性格、価値観や判断などが含まれており、人がどのような行動をとるのかという適応行動の予測は、人がどのような自己イメージを持っているかに負うところが大きい。」と述べている。

さらに、山辺(2004)によれば、自己覚知を「自己覚知には専門職としての自己を理解し、意識化する『専門職業的自己覚知』と、専門職としての自己の基盤となる個人的な自己のあり方を理解し、意識化する『個人的自己覚知』がある。」とも述べている。

(2) 福祉援助者以外が行う自己覚知への言及

すでに坪上が自己覚知の本質論を論述している以上、「自己覚知は福祉分野における援助者の行為」とすることが一般的な概念であり定義と言える。事実、本稿執筆にあたって調査した辞典・辞書・用語集のうち26冊中19冊が、援助者側からとらえた自己覚知を明記し解説している。しかし、この行為は、塚本、大塚、浦辺ら(1977)が「普通、人間は他人をみるとき、自分の道徳的標準や感情によって影響されやすく、しかもそのことに自ら気づきにくい。」としたうえで、「ワーカーの自己確知の原理」つまり「ワーカー」という冠をして自己覚知を述べている。このように、自己覚知は、福祉分野における福祉援助者に限定しなくとも、人間である以上、可能な行為である。そこで、本節では、福祉援助者以外にまで言及した自己覚知の定義をいくつか整理しておく。

「シリーズ・21世紀の社会福祉」編集委員会

(2000)によれば、自己覚知を「福祉サービスの利用者側からとらえると、自らの問題に気づくこと。また、援助者側からとらえると、利用者を感じて受容するため、自らの能力や性格、個性を知り、感情や態度を意識的にコントロールすること。」とし、援助者、利用者双方の概念としてとらえ、端的に定義している。また、これを遡ること7年前に、日本社会福祉実践理論学会(1993)も、「援助場面においてソーシャルワーカーはクライアントが自己覚知によって自ら問題に気づき、問題解決を行なえるよう援助する。」と述べている。日本社会福祉実践理論学会は、利用者の自己覚知を促進させる意味もふまえることにより、奥深く援助者の姿勢のあり方に対し言及しているものとも言えよう。このように、自己覚知を援助者、利用者双方の概念としてとらえ言及しているものは、他に金子(2004)や中村ら(2006)がいる。

さらに、空閑(2000)によれば、自己覚知を「援助者が自己の価値観や感情などについて理解しておくこと。援助職に共通して求められる。」とし、「福祉」という冠を外しつつ援助職共通の概念として定義している。

(3) 自己覚知の必要性(意義)

本節では、自己覚知の必要性について、それぞれの定義が言及している点をいくつか整理する。しかし、自己覚知の必要性についても、自己覚知の定義自体が拡大しているため、「標準的に言われる自己覚知の必要性」と「拡大的に言われる自己覚知の必要性」の両極が存在している。そこで、本節では自己覚知の必要性を「標準的に言われる自己覚知の必要性」と「拡大的に言われる自己覚知の必要性」とに分類し整理することとした。

1) 標準的に言われる自己覚知の必要性

大塚(1982)によれば、「人間は他人をみるとき自分の価値基準や感情に影響されやすく、しかも、そのことにみずから気づきにくい。もしワーカーが、クライアントとの対人関係に自身の先入観的態度を持ち込んだり、自然のままに自分の感情で相手を律するなら、人を容易に受容できない

し、正しく理解できない。それゆえワーカーは、ふだんから意識的に自分の心理や行動の特異性について熟知する必要がある。」とし、自己覚知の必要性を述べている。

また、河崎（2003）によれば、「社会福祉援助において、援助者が、利用者や協力者など他者を理解しようとするときに、自らの価値観（基準）、感情、私情などが働いて、ありのままの他者を理解する妨げになることがある。援助関係を適切に展開していくには、援助者自身の個性、性格、能力、言動の傾向を的確に知り、偏見、先入観や感情的反応などを持ち込んだ援助活動を行わないように心がけねばならない。」とし、自己覚知の必要性を述べている。

さらに、空閑によれば、「人は誰かに関わる際に、自己の価値観などを基準にして、その人を見ることが多い。しかし、援助者がクライアントに関わる際に、自らの価値観や偏見、先入観を基準にしたままでは、クライアントを正しく理解できないばかりか、信頼関係の構築の妨げにもなりかねない。自己覚知は、援助者としての自らの専門性の維持、向上のために、またクライアントとの援助関係構築のためにも必要不可欠である。」とし、自己覚知の必要性を述べている。

これらが、一般的に言われる自己覚知の必要性を述べたものであると考えられる。その理由については、次に分類する、拡大的に言われる自己覚知の必要性の最後に記す。

2) 拡大的に言われる自己覚知の必要性

日本社会福祉実践理論学会（1993）によれば、「とくにケースワークは、クライアントの人生体験と思いを追体験し、共感し、受容することから出発する。そのため、ワーカー側にクライアントと異質な価値や感情、解釈や診断、視点や立脚点があっては、クライアントは違和感や孤独感をもち、不安と警戒心、自己防衛などを抱いて、専門的援助関係を結べない。」としたうえで、これに「したがってワーカーは、その個人や所属する集団からの主観や、科学的な客観への『とらわれ』から脱し自由になることが必要で、そのためには、これらの主観や客観の特性と限界を自覚し洞察

し、そのことによって『とらわれ』から自由にならない。」と続け、拡大的な視点から自己覚知の必要性を述べている。

また、梓川（2005）によれば「対人援助の専門職者は、自分について意識的に理解することがまず求められる。援助者は自らの人生を振り返り、自らの価値観・考え方・行動様式、これまでの経験や生活歴について再確認し、ありのままの自分をみつめる。援助者は利用者の立場になって傾聴・共感し、本人や環境さらに生活歴を理解しようとする。しかし、援助者がこれまでの自らの経験や価値観を基準にして、利用者の生活状況、生活歴、現在の苦悩を感情的・主観的に受けとめるならば、適切な援助はできない。まず、専門的援助者としての自分を意識し理解することであり、一個人としての自分を意識し理解することである。そうして他人と関わる自分の姿、援助者としての立場や役割を自身のなかで明確にすることができる。」とし、拡大的な視点から自己覚知の必要性を述べている。

さらに、加藤（2002）によれば、自己覚知を「援助者に求められる深い自己理解と自己統制のこと。」としたうえで、「援助者が個人的感情や自己の価値観・倫理観を持ち込むことは、利用者についての人間理解や問題状況を誤って判断することに結びつき、したがって援助方針・内容をも誤ることになる。異なる社会・経済・文化的背景や、多様な問題・要求・感情を持つ人々と向き合う援助者は、可能なかぎり客観的な態度と冷静な思考をもって利用者とかかわることが必要である。」とし、拡大的な視点から自己覚知の必要性を述べている。

これらは、「とらわれ」、「自らの人生」、「生活歴」、「深い自己理解」、「異なる社会・経済・文化的背景」などのことばを用いながら、自己覚知する側の知識面も含め精神的内面世界の深い部分にまで理解の範囲を求めている。ゆえに、ここまでの具体的指示はしていない「標準的に言われる自己覚知の必要性」と「拡大的に自己覚知の必要性」との分類を行った。

(4) 自己覚知の方法論

自己覚知は名詞であるが、定義の中にはそれをどのように行うかを合わせて述べているものが多数存在している。本節では、自己覚知の方法論について、それぞれの定義が言及している点をいくつか整理する。しかし、自己覚知の必要性と同様、自己覚知の方法論についても、自己覚知の定義自体が拡大しているため、「スーパービジョンと合わせて述べている自己覚知の方法論」と「心理療法などと合わせて述べている自己覚知の方法論」が存在している。そこで、本節においても自己覚知の方法論を「スーパービジョンと合わせて述べている自己覚知の方法論」と「心理療法などと合わせて述べている自己覚知の方法論」とに分類し整理することとした。

1) スーパービジョンと合わせて述べている自己覚知の方法論

空閑によれば、「スーパービジョンや研修などの機会を利用するなどして、自己覚知に務めることが求められる。」とし、自己覚知の方法論をスーパービジョンと合わせて述べている。

また、荒川 (1996) によれば、「この自己覚知は自分一人で深めることがむずかしく、スーパーバイザーの助けによって自分の感情や態度に気づいていくことができる。」とし、自己覚知が一人ではむずかしいことを言及しながら、自己覚知の方法論をスーパービジョンと合わせて述べている。

2) 心理療法などと合わせて述べている自己覚知の方法論

河崎によれば、「自己覚知を促進するために、スーパービジョン、精神分析、自己洞察、グループセラピー、交流分析などをうける方法がある。」とし、スーパービジョンをふまえつつも、自己覚知の方法論を心理療法などへの応用と合わせて述べている。

また、補足的ではあるが、日本社会福祉実践理論学会によれば、「ソーシャルワーカーの側における自己覚知は、ケースワークの中で自ら学び、また、スーパービジョンで指導されるものでもあ

り、逆転移などの防止にもなる。」とし、スーパービジョンをふまえつつも、「逆転移などの防止」という心理療法分野や精神保健福祉分野のことはばを用いながら、自己覚知の方法論を述べている。

(5) その他の重要な言及

金子によれば、「ソーシャルワーカーが自己覚知を図るには、自分を不必要に責めることなく、率直に自己批判できる力が必要であり、自らの限界についてはほかからの援助を求めることも必要となる。自己覚知は、専門職足りえるために必要不可欠な要素であると同時に、専門職として育むものであり、人間的な成長を図るものでもある。」とし、自己覚知を実践した後に発生するであろう精神的変化を見据えたうえでの言及をしている。

Ⅲ 今日の教育機関が教授する自己覚知

本章では、前章同様、後の考察で比較素材とする今日の教育機関が教授する自己覚知について整理する。教育機関の選定にあたり、本稿では、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成機関を対象を限定し、明確化を図ることとする。また、教育内容の選定にあたり、本稿では、これらの養成機関で使用する養成テキストを対象を限定し、明確化を図ることとする。

なお、今日の教育の明確化を図るため、これらの養成機関で使用する養成テキストは、最新版のものを使用した⁸⁾。

1. 養成テキストが述べる自己覚知の定義群の確認

荒田 (2005) によれば、自己覚知を「ソーシャルワーカーとしての働きかけようとする自分自身を知ること、見つめ直すことが、自己覚知をもたらす。すなわち、ソーシャルワーカーである自分が他者に与える印象や、人と接する態度、価値観や倫理観、性格傾向などを自分自身ははっきりと自覚し意識化することである。そして、ソーシャルワーカー自身の人格を形成してきた過去の経験を客観的に見つめて、自己理解を深めることである。自分のおかれている状態や他者との人間関係、自分の言動やこれからとるべき行動について現実に

対応した認識と判断が行えるようになるために、他者にどのように受けとめられているのかを経験し、言動や対人関係を振り返り、客観的評価を行って行動を修正し望ましい行動を学習していくことが、自分を見つめ直すことである。」と定義し、精神保健福祉士の養成テキストにおいて解説している。

また、佐藤（2006）によれば、自己覚知を「自己覚知とは、なぜこの利用者に対しては安心したり不安になるのか、あるいは激しい憤りを感じたり、心底から同一化して同情心で一杯になるか等々について、自己の言語、感情及び行動のメカニズムを、自己が客観的に理解できることをいう。」と定義し、社会福祉士と介護福祉士双方の養成テキストにおいてほぼ同一の解説をしている⁹⁾。

さらに、川村（2006）によれば、自己覚知を「自己覚知とは、自分自身について深く理解する課程である。つまり、自分の生まれ育った時代や文化、生活環境、所属してきた組織、支持する思想や生き方を思い巡らし、それらが現在の自分自身にどう影響を与え、結果としてどんな人間形成の過程を経験してきたのかという自己への客観的理解である。」と定義し、社会福祉士と介護福祉士双方の養成テキストにおいてほぼ同一の解説をしている¹⁰⁾。

この中では、川村の定義が、実践現場を越えて拡大的で深い傾向にある。しかし、社会福祉士と介護福祉士双方の養成テキストにおいて、佐藤の定義とともに、同一のテキストに含めて解説されているため、両者の定義を学習者各自で吟味する必要があると言える。

2. 養成テキストが述べる自己覚知の定義群の詳細確認

(1) 「自己覚知」以外での表記方法

今回調査した養成テキストにおいて、自己覚知を他のことばなどで表記し、解説しているものは見られなかった。また、今回調査した養成テキストのシリーズにおいて、複数回の改版を行う以前の初版のものとなるのは、介護福祉士のもので1988年12月と社会福祉士のもので1989年1月の発行となっていた。このため、それら当時のもの¹¹⁾

も調査したところ、当時の時点ですでに「自己覚知」で統一されていた。なお、1988年といえば、前章で述べたように、大塚が「自己確知ともいう」と指摘し、解説がなされた年とも重なる。社会福祉士と介護福祉士の第1回国家試験が開始されたのが翌1989年である。このことから、福祉士国家資格取得のための養成テキストが発売されて以降、「自己確知」という表記はせず、「自己覚知」にほぼ統一されたようにも見受けられる。

(2) 福祉援助者以外が行う自己覚知への言及

今回調査した養成テキストにおいて、援助者以外が行う自己覚知にまで言及し、解説しているものは見られなかった。これは、はじめて自己覚知を学ぶにあたり、余計な拡大解釈は行わず、まずは、援助者である自分自身への自己覚知からマスターさせる必要性もあるからであろう。しかし、あえて、援助者以外の者の側および利用者側からとらえた自己覚知にまで言及しないと統一することは、学び手側からすれば配慮的に受けとめることもできる。

(3) 自己覚知の必要性（意義）

川村によれば、「自己覚知を通して、援助者は、自分自身への受容と理解に留まらず、違った人生経験をもつ他者への理解と受容にまでたどり着けるのである。」とし、自己覚知の必要性を解説している。なお、援助者をソーシャルワーカーに置き換えるなどして、社会福祉士と介護福祉士双方の養成テキストにおいてほぼ同一の解説がなされている¹²⁾。

また、佐藤によれば、「他者を援助するに当たっては、その前に適切な他者理解がなければならない。他者理解を得るためには、その前に適切な自己理解がなければならない。人は誰でも主観をとおして感じ、フィルターを通して意味づけする。人はそれぞれ各自の経験によって自分なりの基本的傾向や基本的前提をもっている。」としたうえで、さらに「価値・倫理・知識・技能等の学習傾向も、そしてそれらの意識的あるいは無意識的な自己による読み替えや歪曲も、援助者側の個別的要因に深く関係しているのである。」と続け、自

自己覚知の必要性を解説している。とくに後半に付け加えた箇所に関して、筆者は、非常に重要な点であると考えている。しかし、介護福祉士の養成テキストにおいては掲載されていない¹³⁾。

反面、介護福祉士の養成テキストにおいては独自の記述もある。高橋(2006)によれば、「援助者と利用者との専門対人援助関係の形成は、社会福祉についての専門知識、技術を単に知的のみ理解しただけでは不十分である。援助者は、自分がどのような思想や価値観を形成してきているのか、どのような反応や行動をする人間なのか、どのような育成集団に帰属し、どんな経験をし、どのようなパーソナリティを形成してきたかなど、時間的・空間的にかなり深い次元での自己理解をしていることが必要になる。」としたうえで、さらに「利用者とは異質な援助者側の価値や感情、解釈や診断があっては、利用者は違和感や孤独感を抱き、不安と警戒心、自己防衛等を生じて、信頼関係は形成されない。したがって、援助者は、自己が所属する集団からの主観や、科学的な客観へのとらわれから脱し自由になることが必要である。そのためには、これらの主観や客観の特性と限界を自覚し洞察し、とらわれから自由にならないなければならない。つまり、利用者の主体的な自立・自己実現への援助をする専門職であることを忘れてはならない。」と続け、自己覚知の必要性を解説している。こちらは社会福祉士の養成テキストにおいては掲載されていなかった¹⁴⁾。

なお、荒田によれば、「自分の感情や動機の傾向、その歴史である過去の経験に関心をもつことが、援助の偏りを少なくするだけでなく、クライアントに対する共感的理解を深め、援助の選択肢を豊かにする。つまり、ソーシャルワーカーが自らの感情や思考を統制することで、クライアントをあるがままに受けとめることが可能になり、援助内容を豊かにするのである。」とし、自己覚知の必要性を、精神保健福祉士の養成テキストにおいて解説している。

これらを確認する以上、前章であげたような「標準的に言われる自己覚知の必要性」と「拡大的に言われる自己覚知の必要性」といったような分類方法は、余計に解釈を複雑にしてしまうため、

本節では行っていない。ただし、今日、教育機関が教授する自己覚知の必要性は、福祉士の分野には関係なく、明らかに拡大的な深いところにあると言えよう。

(4) 自己覚知の方法論

佐藤によれば、社会福祉士の養成テキストにおいては、「自己覚知を促進する方法としては、実例事例を中心としてその過程において現れた自己について検討するスーパービジョンによる方法、あるいは、グループ体験を経験するなかで本当の自分の心の動きに直面させられる感受性訓練、エンカウンター・グループ等による方法などがある。」とし、自己覚知の方法論を解説している。一方、介護福祉士の養成テキストにおいては、やや変化を加え「実例事例を中心としてその過程において現れた自己について検討するスーパービジョンによる方法」の部分に「ロールプレイングやスーパービジョンによる方法」とし、自己覚知の方法論を解説している¹⁵⁾。

また、荒田によれば、「これらを個人で実践することには困難が伴うため、スーパーバイザーの助力が望まれるのである。スーパーバイザーがいなくても、ソーシャルワーカーが自分自身で学習することは、日常のソーシャルワーク実践を反省していくうえで大切である。」としたうえで、さらに「実際には、スーパーバイザーのいない職場はまだ多く、自分自身の業務や援助について反省する作業を進めるうえで、援助記録による反省や、作業分析による業務総括は可能である。」と続け、自己覚知の方法論を精神保健福祉士の養成テキストにおいて解説している。

これらを確認する以上、前章であげたような「スーパービジョンと合わせて述べている自己覚知の方法論」と「心理療法等と合わせて述べている自己覚知の方法論」といったような分類方法は、前節同様、余計に解釈を複雑にしてしまうようため、本節でも行っていない。ただし、中でも荒田が解説するように、スーパーバイザーが不足している今日の現場で、どれほどのスーパービジョンが行われているのかは誰もが疑問に思うところであろう。ゆえに、スーパービジョンも心理療法的

方法も行わずして個人的に行える自己覚知を言及している点は見逃すことができない。このような記述は、社会福祉士と介護福祉士双方の養成テキストには見られなかった。この記述の内容こそ福祉士の分野に関係なく、すべての福祉現場に共通した課題であることは言うまでもない。精神保健福祉士のテキストのみの掲載では残念であると言えよう。

(5) その他の重要な言及

川村によれば、「しかしながら、自己覚知だけで援助が成立するわけではない。」としたうえで、さらに「目の前の利用者を深く理解し、介護福祉士としての専門的な援助活動を行うためには、共感できる価値観の領域を広げながらも、新たに福祉的な価値観、つまり専門職としての価値と倫理を学び、尊ぶという努力と決意が必要となる。」と続け、更なる重要な部分を言及している。なお、介護福祉士をソーシャルワーカーに置き換えるなどして、社会福祉士と介護福祉士双方の養成テキストでほぼ同一の解説がなされている¹⁶⁾。

また、荒田によれば、「ソーシャルワーカーは、援助を一方向的に効果的に展開するために『うまくクライアントに働きかける』のではない。ソーシャルワーカー自身が、働きかけようとする自分の感情や動機に関心をもち、点検することが援助の偏りを少なくする。ソーシャルワーカーが援助の過程で自分の内面の感情をクライアントに表現することで、クライアントの感情表現を助け、即すことがあるが、その場合にも、ソーシャルワーカーは自分の内面にある感情を自覚して見つめ直すことができなければならない。」とし、さらに「ソーシャルワーカーが自らの能力を評価し、そのレベルを認識し、その内容を受け入れていくことは必要なことであり、自己覚知の能力が問われる。このことは、新人のソーシャルワーカーにも、そして、経験を積んだソーシャルワーカーにも求められなければならない。」と続け、更なる重要な部分の言及を、精神保健福祉士の養成テキストにおいて解説している。

おわりに（考察にかえて）

本稿の最大の目的は、拡大する自己覚知の定義の整理と今日教育機関が教授する自己覚知の整理にあった。簡略ではあったが、それでも、これらすべてをふまえて考察することは困難を極める。自己覚知に関しては、様々な考察の余地を与えられるが、安易に処理しきれるようなものではない。

今日、教育として求められる自己覚知は、拡大された深いものを求める傾向にあると考えられる。これに伴い、定義も拡大された深い自己覚知を求めるものが主流となっていくのではないだろうか。診断学派から端を発した自己覚知が、心理学や精神医学の部分の色濃く残したまま現在に至り、心理学や精神医学の実践的な拡大で集約されつつあることは宿命的なことであるのかもしれない。

大塚（1960）によれば、「米国のケースワーク機関のうちには、ケースワーカーの採用条件の一つに、『精神分析をうけたものであること』を掲げている所がある。これは、例えば精神医学ケースワーカーなどになるには、無意識面までも整理された徹底的自己確知が必要であることを示すものといえよう。」と論じている。今から半世紀近く前のアメリカの紹介ではあるが、今日の我が国においてはまだそのような状況にはなく、むしろ適性を持ち出して福祉実践を考えるような選択は行わないようにも見受けられる。

しかし、筆者は、我が国の自己覚知に対する今日的解釈のみに焦点をあてて述べるならば、誰もが深い自己覚知を安易に実践できるように進めてしまうことには危険を感じている。前章には触れていなかったが、これまで介護福祉士の養成テキストには「自己覚知を促進する方法」という項目が掲載されていた。この中に、佐藤（1992）による「精神分析の有資格者によって自己の心的メカニズムについて深く直面させられる教育分析による方法」という記述も掲載されていたのであるが、近年の改版では項目ごと削除されている¹⁷⁾。削除の理由は定かではないが、筆者は、あえて「精神分析の有資格者」に焦点をあてて解説されたこの

記述が非常に重要であったと考えている。また、今回の調査において使用した辞典・辞書・用語集ならびに養成テキストの類の中に、フラッシュバックなどの事態を想定した対応の記述が一切見られなかったことにも驚いている。

ソーシャルワークの転換期には、一般システム論が用いられ、生態学モデルに発展した経緯がある。個人の治療というよりも、個人と環境との相互作用に注目した理論は、今日にまで生き続けている。今日、自己覚知は福祉分野に特に突出した言葉となっている。自己覚知は心理学や精神医学的要素が強すぎるのが利点でもあり問題点であるともいえる。しかし、筆者は、福祉分野という社会科学的分野においてならば、もっと社会科学的な自己覚知への考察があっても良いのではないかと考えている。

社会科学的に解釈するならば、自己覚知は個人的な行為であり、個人的な還元で終わってしまっている。無論それが目的でもあるので問題ではない。しかし、気づかれた自己にこそ社会を発展させる要素があるようにも思えてならない。せっかく気づかれた自己を、さらに社会に問うような普遍的システムを構築させてみることも自己覚知の展開の一つであろうし、社会科学分野に残された自己覚知に対する課題と言えるかもしれない。

今後の研究の発展や方向性は、溢れ続けるばかりである。しかし、前章第Ⅲ章に述べた、荒田が自己覚知を「スーパーバイザーがいなくても、ソーシャルワーカーが自分自身で学習することは、日常のソーシャルワーク実践を反省していくうえで大切である。」「実際には、スーパーバイザーのいない職場はまだ多く、自分自身の業務や援助について反省する作業を進めるうえで、援助記録による反省や、作業分析による業務総括は可能である。」と解説した部分は、やみくもに自己覚知を拡大させるのではなく、まずはその本質を押さえておくべきことの重要性を提示しているものとして受けとめることができた。また、川村が述べるように、「しかしながら、自己覚知だけで援助が成立するわけではない。」「目の前の利用者を深く理解し、介護福祉士としての専門的な援助活動を行うためには、共感できる価値観の領域を広

げながらも、新たに福祉的な価値観、つまり専門職としての価値と倫理を学び、尊ぶという努力と決意が必要となる。」という指摘に、自己覚知があつての援助ではなく、援助があつての自己覚知であることの基本をあらためて痛感させられたように思う。

筆者は、自己覚知を肯定的にとらえている。しかし、自己覚知を肯定的にとらえるには、否定的側面・肯定的側面双方に注目し、それらを整理しない限り、肯定的にとらえなおす作業は困難であると考えている。この作業こそ「適切な自己覚知」を発展させる上で非常に重要であることは言うまでもない。

注

- 1) 小西友七, 南出康世 (2001) 小西友七, 南出康世編集主幹『ジーニアス英和辞典 - 第3版 -』1685頁、大修館書店
- 2) 新村出 (1998) 新村出編『広辞苑 - 第5版 -』474頁、岩波書店
- 3) 介護福祉分野では、中央法規出版編集部 (1989) 中央法規出版編集部編『介護福祉用語辞典』中央法規出版などであるが、たとえば社会福祉分野では中央法規出版編集部 (2001) 中央法規出版編集部編『社会福祉用語辞典 - 新版 -』中央法規出版などがあり、途中の改版を経てもなお、同一の定義が使用され続けている。
- 4) この総数に含まれるすべてのもので引用文献に記入されていないものは〔引用文献〕よりあとに〔付録〕として一覧掲載した。
- 5) 大塚達雄 (1988) 「自己覚知」仲村優一〔ほか〕編『現代社会福祉事典 - 改訂新版 -』202頁、全国社会福祉協議会と大塚達雄 (1982) 「自己覚知」仲村優一〔ほか〕編『現代社会福祉事典』195頁、全国社会福祉協議会の解説は同じである。
- 6) 大塚達雄 (1960) 『ソーシャルケースワーク：その原理と技術 (社会事業新書)』ミネルヴァ書房など。
- 7) 古川孝順、定藤丈弘、川村佐和子 (1997) 古川孝順、定藤丈弘、川村佐和子編『社会福祉士・介護福祉士のための用語集 - 第2版 -』202頁、誠信書房と古川孝順、白澤政和、川村佐和子 (2004) 古川孝順、白澤政和、川村佐和子編『社会福祉士・介護福祉士のための用語辞典』204頁、誠信書房の解説は同じである。
- 8) 最新の情報を得るために確認すべき養成テキストの選定にあたっては以下の条件を考慮してある。社会福祉士に関しては、中央法規出版の福祉士養成講座編集委

員会『福祉士養成講座編集委員会編集社会福祉援助技術論Ⅰ-新版,第3版-(社会福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;8)』で2006年発行のものを使用する。また介護福祉士に関しては、同じく中央法規出版の福祉士養成講座編集委員会『福祉士養成講座編集委員会編集社会福祉援助技術-新版,第3版-(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;5)』で2006年発行のものを使用する。さらに精神保健福祉士に関しては、へるす出版の柏木昭、大野和男、荒田寛編集代表『精神保健福祉援助技術総論-改訂第3版-(精神保健福祉士養成セミナー/精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編集;第5巻)』で2005年発行のものを使用する。なお、これらのテキストの選定理由は、各々の福祉士国家試験の第1回開始時から受験者の受験対策テキストとして、改版を重ねながら今日まで使用され続けている点によるところが大きい。

- 9) 比較した文献は、福祉士養成講座編集委員会(2006)『福祉士養成講座編集委員会編集社会福祉援助技術論Ⅰ-新版,第3版-(社会福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;8)』中央法規出版と福祉士養成講座編集委員会(2006)『福祉士養成講座編集委員会編集社会福祉援助技術-新版,第3版-(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;5)』中央法規出版である。
- 10) 同上
- 11) 比較した文献は、福祉士養成講座編集委員会(1988)福祉士養成講座編集委員会編集『社会福祉援助技術(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;5)』中央法規出版と福祉士養成講座編集委員会(1989)福祉士養成講座編集委員会編集『社会福祉援助技術総論(社会福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;8)』中央法規出版である。
- 12) 比較した文献は、福祉士養成講座編集委員会(2006)『福祉士養成講座編集委員会編集社会福祉援助技術論Ⅰ-新版,第3版-(社会福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;8)』中央法規出版と福祉士養成講座編集委員会(2006)『福祉士養成講座編集委員会編集社会福祉援助技術-新版,第3版-(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;5)』中央法規出版である。
- 13) 同上
- 14) 同上
- 15) 同上
- 16) 同上
- 17) 佐藤豊道(1992)「第4章個別援助技術の基礎的理解第3節個別援助技術の基本原則・原則」福祉士養成講座編集委員会『福祉士養成講座編集委員会編集 社会福

祉援助技術(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;5)-改訂-」140頁、中央法規出版から、佐藤豊道(1997)「第4章個別援助技術の基礎的理解第3節個別援助技術の基本原則・原則」福祉士養成講座編集委員会『福祉士養成講座編集委員会編集 社会福祉援助技術(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;5)-3訂-』91頁、中央法規出版までは確認済み。

引用文献

- ・ 梓川一(2005)「自己覚知」杉本敏夫[ほか]編著『ケアマネジメント用語辞典』186頁、ミネルヴァ書房
- ・ 荒川義子(1996)「自己覚知」日本社会福祉実践理論学会編『社会福祉基本用語辞典』67頁、川島書店
- ・ 荒田寛(2005)「第2章精神障害者に対する社会福祉援助活動の目的・価値・原則および諸過程と共通課題 第Ⅱ節社会福祉援助活動の原則」柏木昭、大野和男、荒田寛編集代表『精神保健福祉援助技術総論-改訂第3版-(精神保健福祉士養成セミナー/精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編集;第5巻)』45-59頁、へるす出版
- ・ 大塚達雄(1960)『ソーシャルケースワーク:その原理と技術(社会事業新書)』ミネルヴァ書房
- ・ 大塚達雄(1982)「自己覚知」仲村優一[ほか]編『現代社会福祉事典』195頁、全国社会福祉協議会
- ・ 大塚達雄(1988)「自己覚知」仲村優一[ほか]編『現代社会福祉事典-改訂新版-』202頁、全国社会福祉協議会
- ・ 加藤菌子(2002)「自己覚知」監修:一番ヶ瀬康子ほか・社会福祉辞典編集委員会編『社会福祉辞典』202頁、大月書店
- ・ 金子努(2004)「自己覚知」日本精神保健福祉士協会、日本精神保健福祉学会監『精神保健福祉用語辞典』191頁、中央法規出版
- ・ 河崎洋充「自己覚知」(2003)成清美治、加納光子編集代表『現代社会福祉用語の基礎知識-第3版-』80頁、学文社
- ・ 川村隆彦(2006)「第1章社会福祉専門職と社会福祉援助活動 第2節社会福祉専門職の価値と倫理」福祉士養成講座編集委員会『福祉士養成講座編集委員会編集社会福祉援助技術-新版,第3版-(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;5)』25-33頁、中央法規出版
- ・ 川村隆彦(2006)「第2章 社会福祉専門職と社会福祉援助活動 第4節ソーシャルワークの価値と倫理」福祉士養成講座編集委員会『福祉士養成講座編集委員会編集社会福祉援助技術論Ⅰ-新版,第3版-(社会福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集;8)』59-75頁、中央法規出版
- ・ 北本佳子(1996)「障害者に対する福祉専門職の援助の方

適切な自己覚知を考える (1)

- 向——ソーシャルワーク研究における自己覚知概念の展開から」『リハビリテーション研究26(1)(通号87)』25—29頁、日本障害者リハビリテーション協会
- ・空閑浩人(2000)「自己覚知」山縣文治、柏女霊峰編集委員代表『社会福祉用語辞典：福祉新時代の新しいスタンダード』119頁、ミネルヴァ書房
 - ・小西友七、南出康世(2001)「self-awareness」小西友七、南出康世編集主幹『ジーニアス英和辞典－第3版－』1685頁、大修館書店
 - ・佐藤豊道(1992)「第4章個別援助技術の基礎的理解 第3節個別援助技術の基本原則・原則」福祉士養成講座編集委員会『福祉士養成講座編集委員会編集 社会福祉援助技術(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集；5)－改訂－』129-140頁、中央法規出版
 - ・佐藤豊道(1997)「第4章個別援助技術の基礎的理解 第3節個別援助技術の基本原則・原則」福祉士養成講座編集委員会『福祉士養成講座編集委員会編集 社会福祉援助技術(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集；5)－3訂－』83-91頁、中央法規出版
 - ・佐藤豊道(2006)「第4章個別援助技術の基礎的理解 第2節個別援助技術の基本原則・原則」福祉士養成講座編集委員会『福祉士養成講座編集委員会編集 社会福祉援助技術－新版，第3版－(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集；5)』117-124頁、中央法規出版
 - ・佐藤豊道(2006)「第6章社会福祉援助技術と直接・間接援助技術の関係 第1節社会福祉援助技術の基本原則・原則」福祉士養成講座編集委員会『福祉士養成講座編集委員会編集 社会福祉援助技術論Ⅰ－新版，第3版－(社会福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集；8)』192-202頁、中央法規出版
 - ・下仲順子(1996)「自己イメージ(自己知覚)(self-image of self perception)」浜口晴彦[ほか]編集『現代エイジング辞典』170頁、早稲田大学出版部
 - ・「シリーズ・21世紀の社会福祉」編集委員会(2000)「自己覚知」「シリーズ・21世紀の社会福祉」編集委員会編『社会福祉基本用語集－改訂版－』80頁、ミネルヴァ書房
 - ・新村出(1998)「覚知」新村出編『広辞苑－第5版－』474頁、岩波書店
 - ・高橋五江(1994)「社会福祉援助職の自己覚知について」『淑徳大学研究紀要(通号28)』163-177頁、淑徳大学研究公開委員会
 - ・高橋重宏(2006)「第1章社会福祉専門職と社会福祉援助活動 第1節専門性の構造とその要素」福祉士養成講座編集委員会『福祉士養成講座編集委員会編集 社会福祉援助技術－新版，第3版－(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集；5)』16-24頁、中央法規出版
 - ・中央法規出版編集部(1989)「自己覚知」中央法規出版編集部編『介護福祉用語辞典』93頁、中央法規出版
 - ・塚本哲、大塚達雄、浦辺史、孝橋正一(1977)「自己覚知」塚本哲、大塚達雄、浦辺史、孝橋正一監修『社会福祉事業辞典－新版－』303頁、ミネルヴァ書房
 - ・坪上宏(1984)「第3章社会福祉実践の成立要件と方法・技術A援助関係論」仲村優一、小松源助編『社会福祉実践の方法と技術(講座社会福祉/仲村優一[ほか]編集代表；第5巻)』79-117頁、有斐閣
 - ・中村磐男(2006)「自己覚知」中村磐男[ほか]代表監修『標準社会福祉用語事典』160頁、秀和システム
 - ・日本社会福祉実践理論学会(1993)「自己覚知」日本社会福祉実践理論学会編『社会福祉実践基本用語辞典－改訂版－』61頁、川島書店
 - ・福祉士養成講座編集委員会(1988)福祉士養成講座編集委員会編集『社会福祉援助技術(介護福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集；5)』中央法規出版
 - ・福祉士養成講座編集委員会(1989)福祉士養成講座編集委員会編集『社会福祉援助技術総論(社会福祉士養成講座/福祉士養成講座編集委員会編集；8)』中央法規出版
 - ・古川孝順、定藤丈弘、川村佐和子(1997)「自己覚知」古川孝順、定藤丈弘、川村佐和子編『社会福祉士・介護福祉士のための用語集－第2版－』202頁、誠信書房
 - ・山辺朗子(2004)「自己覚知」橋本篤孝、古橋エツ子編集代表『介護・医療・福祉小辞典』107頁、法律文化社

付録

(今回の調査に使用した辞典・辞書・用語集一覧 引用文献未掲載分)

- ・大田仁史、三好春樹(2005)大田仁史、三好春樹監修『実用介護事典＝Ultimate practical care』講談社
- ・介護福祉士受験対策研究会(1999)介護福祉士受験対策研究会編『介護福祉用語事典』棋苑図書
- ・厚生省社会・援護局、厚生省児童家庭局(1994)厚生省社会・援護局、厚生省児童家庭局監修『社会福祉用語辞典－改訂版－』中央法規出版
- ・鈴木幸雄(2001)鈴木幸雄編『介護福祉用語辞典ハンドブック』保育社
- ・中央法規出版編集部(2000)中央法規出版編集部編『介護福祉用語辞典－3訂－』中央法規出版
- ・中央法規出版編集部(2001)中央法規出版編集部編『社会福祉用語辞典－新版－』中央法規出版
- ・仲村優一[ほか](1974)仲村優一[ほか]編『社会福祉辞典』誠信書房
- ・橋本篤孝、古橋エツ子(2006)橋本篤孝、古橋エツ子編集代表『介護・医療・福祉小辞典－第2版－』法律文化社
- ・古川孝順、白澤政和、川村佐和子(2004)古川孝順、白

澤政和、川村佐和子編『社会福祉士・介護福祉士のための用語辞典』誠信書房

- ・山縣文治、柏女靈峰（2002）山縣文治、柏女靈峰編集委員代表『社会福祉用語辞典：福祉新時代の新しいスタンダード－第3版－』ミネルヴァ書房
- ・山縣文治、柏女靈峰（2004）山縣文治、柏女靈峰編集委員代表『社会福祉用語辞典：福祉新時代の新しいスタンダード－第4版－』ミネルヴァ書房